

認定の更新に関する運用細則

- 1 認定の更新を希望する“認定学校カウンセラー”は下記の項目について学会所定の様式に基づいて認定委員会に5年に1回ずつ、次の項目について資料を添えて認定の更新を申請して下さい。
 - (1) 学歴・職歴の追加
 - (2) 実践歴の追加（学校カウンセリングの実践の証明書・記録）
 - (3) 研究業績の追加（学校カウンセリングに関する研究発表要項・研究著作等）
 - (4) 研修履歴・指導歴の追加（研修会・研究会への参加記録等）

- 2 本人が認定証の更新の意思を表明したときに、上記の資料に基づいて本学会認定委員会が更新の可否を審査します。

審査基準は別に定めるが、自己申告に基づく審査を原則としますが、裏付けとなる書類の提出を求めることがあります。あらかじめ添付できるものは添付して下さい。

- 3 更新諸費用は審査料1万円、更新料2万円とします。審査料は同封の振り込み用紙により申請時にお振り込み下さい。

また、更新料は更新が認められた段階でお振り込み下さい。更新料は今後5年間の研修費の補助や有資格者のための活動の維持改革の働きかけのために使わせていただきます。

- 4 更新の基準は下記のとおりです。

【認定更新の審査基準】

更新に当たっては認定後5年間に次の3分野において合計30ポイント以上（各分野において最低5ポイント以上）を取得することが必要です。

- (1) 学校カウンセリングの実践活動
- (2) 学校カウンセリングの研究活動
- (3) 学校カウンセリングの研修（指導を含む）

研究活動・研修（指導を含む）における更新に必要な点数については、次の活動領域によりそれぞれ定められています。

A 日本学校教育相談学会における活動領域

B その他の団体等における活動領域

- ※ ① 学術会議に登録されている心理学・教育学などの学会
② 学会支部が承認した都道府県（政令都市）における学会・研究会
③ その他、日本学校教育相談学会が認める学会・研究会

【詳細は認定の手引きを参照して下さい】